

香川県広域水道企業団条例第6号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表7（第29条関係） 旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） （1）基本料金			別表7（第29条関係） 旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金（1箇月につき） （1）基本料金		
用途の別	メーターの口径	金額	用途の別	メーターの口径	金額
一般用	13ミリメートル	<u>550円</u>	一般用	13ミリメートル	<u>500円</u>
	20ミリメートル	<u>990円</u>		20ミリメートル	<u>900円</u>
	25ミリメートル	<u>1,430円</u>		25ミリメートル	<u>1,300円</u>
	30ミリメートル	<u>1,870円</u>		30ミリメートル	<u>1,700円</u>
	40ミリメートル	<u>4,070円</u>		40ミリメートル	<u>3,700円</u>
	50ミリメートル	<u>6,270円</u>		50ミリメートル	<u>5,700円</u>
	75ミリメートル	<u>14,630円</u>		75ミリメートル	<u>13,300円</u>
	100ミリメートル	<u>27,610円</u>		100ミリメートル	<u>25,100円</u>
	150ミリメートル	<u>69,025円</u>		150ミリメートル	<u>62,750円</u>
	事業用	13ミリメートル		<u>33,550円</u>	事業用
20ミリメートル		<u>33,990円</u>	20ミリメートル	<u>30,900円</u>	
25ミリメートル		<u>34,430円</u>	25ミリメートル	<u>31,300円</u>	
30ミリメートル		<u>34,870円</u>	30ミリメートル	<u>31,700円</u>	
40ミリメートル		<u>37,070円</u>	40ミリメートル	<u>33,700円</u>	
50ミリメートル		<u>39,270円</u>	50ミリメートル	<u>35,700円</u>	
75ミリメートル		<u>47,630円</u>	75ミリメートル	<u>43,300円</u>	
100ミリメートル		<u>60,610円</u>	100ミリメートル	<u>55,100円</u>	
150ミリメートル		<u>102,025円</u>	150ミリメートル	<u>92,750円</u>	
（2）従量料金			（2）従量料金		
用途の別	金額		用途の別	金額	

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまで	<u>143円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>165円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>198円</u>
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>220円</u>
	50立方メートルを超えるもの	<u>237円</u>
事業用	200立方メートルまで	<u>55円</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>110円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>209円</u>
臨時用		<u>286円</u>

備考

1～4 略

	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	10立方メートルまで	<u>130円</u>
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>150円</u>
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>180円</u>
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>200円</u>
	50立方メートルを超えるもの	<u>215円</u>
事業用	200立方メートルまで	<u>50円</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>100円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>190円</u>
臨時用		<u>260円</u>

備考

1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2～4 略

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、改正後の別表7の規定にかかわらず、なお従前の例による。